

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る
文部科学省の当面の対応（案）

令和 2 年 1 月 2 1 日
文部科学省新型インフルエンザ等対策本部

中国で発生している新型コロナウイルスに関連した感染症に関しては、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する関係閣僚会議」における「新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について」及び「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」等を踏まえ、文部科学省として、当面、以下の措置を講ずる。

- 内閣官房、厚生労働省等を通じた情報収集
- 文部科学省関係機関（※）への迅速かつ正確な情報の提供
- 文部科学省所管の医療機関において感染が疑われる者が確認された場合は、適切に国立感染症研究所において検査する仕組みを着実に運用するとともに、感染者の濃厚接触者の把握を徹底することを要請
- 関係研究機関への調査研究推進等に関する指示
- その他、必要に応じて本部長が指示する事項

※国立教育政策研究所、科学技術・学術政策研究所、日本学士院、日本芸術院、特殊法人、独立行政法人、放送大学学園、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、公立大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄の学校法人、教育委員会、私立学校担当の知事部局、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、日本人学校等